特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク
研究活動助成事業審査委員会細則

（目的）
第１条　この細則は、特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワークの事業として実施する研究活動助成事業（以下「研究事業」という。）の採択に必要な事項を定めるものとする。

（審査委員会の設置）
第２条　新規申請課題の採否の可否を審査するため、研究活動助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（組織）
第３条　審査委員会は、概ね５人で組織する。

（委員）
第４条　審査委員会は、本研究分野の専門家、本法人理事によって組織される。

（任期）
第５条　審査委員の任期は、2年とするが、再任は妨げない。

（委員長）
第６条　審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（委員の留意事項）
第７条　審査委員会の委員は、本研究事業に応募することができない。
２　審査委員会の委員は、自らが所属している機関に所属している者の申請課題については、評価できない。
３　審査委員会の委員は、評価に関して知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

（審議内容）
第８条　以下の５事項を原則別添の評価票を用いて書面で審議する。
（１）研究テーマの研究事業としての妥当性
（２）研究事業の独創性、重要性
（３）研究事業の実現性・発展性

（４）研究事業費の妥当性
（５）研究者の資質や施設の能力の妥当性
２　評価点は、各課題毎に、以下の 5 段階評価で付けることとする。
　5 点：特に優れている
　4 点：優れている
　3 点：良好
　2 点：やや劣っている
　1 点：劣っている
３　研究事業費の妥当性については、増額あるいは減額した場合には、コメント欄に内容を記載する。
４　研究内容の倫理性、利益相反については、「妥当である」、「検討を要する」のいずれかを選択すること。「検討を要する」とした場合には、コメント欄に内容を記載する。

（選定）
第９条　審査委員会は、書面評価の結果に基づいて総合的に検討を加え、採択課題を選定する。
２　ただし、前項は助成予算全体を考慮して決定する。
３　助成予算については、理事は助言を行うことができる。

（議決結果の開示）
第１０条　選定結果は研究事業申請者以外には開示されない。

（事業報告）
第１１条　研究事業の採択結果は、1 回/年総会にて報告する。

附 則
１　この細則は、理事会の議を経て変更できる。
２　この細則は、平成 29 年 10 月 14 日から施行する。
３　この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行。

別添

特定非営利活動法人新生児臨床研究ネットワーク
研究活動助成事業審査委員会評価票

評価委員名（　　委員）

受付番号	研究代表者名	研究代表者の所属機関及び役職名
2019-1		
研究課題名		

研究事業テーマが本法人の研究助成事業として妥当か		点
研究事業の独創性、重要性		点
研究事業の実現性・発展性		点
研究事業費の妥当性		点
研究者の資質・施設の能力		点
計	0	点

※点数は、「５点：特に優れている」「４点：優れている」「３点：良好」「２点：やや劣っている」「１点：劣っている」でご記入ください。

研究費の妥当性	
申請額	妥当な研究費

注）　研究費を増額あるいは減額した場合には、「ｺﾒﾝﾄ」の欄にその旨を記入すること。

コ　メ　ン　ト

研究内容の倫理性	
妥当である	検討を要する

注）　「検討を要する」とした場合には、「ｺﾒﾝﾄ」の欄にその旨を記入すること。

コ　メ　ン　ト